

三重県補助金等交付規則

昭和三十七年四月一日

三重県規則第三十四号

| | | | |
|----|--------------------------|--------------------------|------------------------|
| 改正 | 昭和三十九年 三月三十一日 三重県規則 第一五号 | 昭和三十九年 三月三十一日 三重県規則 第一五号 | 昭和四五年一〇月三〇日 三重県規則 第五七号 |
| | 平成 六年 九月二七日 三重県規則 第八六号 | 平成 八年 六月二八日 三重県規則 第三五号 | |
| | 平成一一年 三月一九日 三重県規則 第七号 | 平成一一年一二月 三日 三重県規則 第一一五号 | |

三重県補助金等交付規則を次のように定める。

三重県補助金等交付規則

(目的)

第一条 この規則は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、法令及び条例並びにこれらに基づく規則に特別の定のあるもののほか、補助金等の交付に関し基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則で「補助金等」とは、県が国及び県以外の者に交付する次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 補助金

二 負担金（県に相当の反対給付のないものをいう。）

三 利子補給金（元利補給金を含む。）

四 その他相当の反対給付を受けない給付金

2 この規則で「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則で「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4 この規則で「間接補助金等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 国及び県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの

二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5 この規則で「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6 この規則で「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

一部改正〔平成一一年規則七号〕

(補助金等の交付の申請)

第三条 補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、

補助金等交付申請書（第一号様式。ただし、契約の申込みにあつては契約に関する書類）に次に掲げる書類を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支予算書又はこれに代わる書類
- 三 工事の施行にあつては、実施設計書
- 四 その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず知事がその必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略させることができる。

一部改正〔平成一一年規則七号〕

（補助金等の交付の決定）

第四条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定（契約の承諾を含む。以下同じ。）をするものとする。

2 知事は、前項の場合において必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき、修正を加えて補助金等の交付の決定をすることがある。

3 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当つては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

一部改正〔平成一一年規則七号〕

（補助金等の交付の条件）

第五条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付けるものとする。

一 補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。

二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関すること。

三 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けるべきこと。

四 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けるべきこと。

五 補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきこと。

六 その他知事が必要と認める条件

2 補助事業者等は、間接補助金等の交付をする場合において、前項の規定により知事が条件を付けたものがあるときは、間接補助事業者等に対し、これを遵守するために必要な条件を付けなければならない。

一部改正〔平成一一年規則七号〕

(決定の通知)

第六条 知事は、補助金等の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付けた場合には、その条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

一部改正〔平成一一年規則七号〕

(申請の取下げ)

第七条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付けられた条件に不服があるときは、知事が定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかつたものとみなす。

一部改正〔平成一一年規則七号〕

(事情変更による決定の取消等)

第八条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により、特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがある。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 知事が前項の規定により補助金等の交付の決定を取消すことのできる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合

二 補助事業者等又は間接補助事業者等が、補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち、補助金等又は間接補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等又は間接補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。）

3 知事は、前項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となつた事務又は事業に対しては、次に掲げる経費について補助金等を交付することができる。

一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

二 補助事業等を行なうため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費

4 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費に対する割合その他その交付については、第一項の規定による取消に係る補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。

5 第六条の規定は、第一項の取消又は変更をした場合に準用する。

一部改正〔平成一一年規則七号〕

(補助事業等の遂行)

第九条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件その他法令に基づく知事の指示及び処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となつていゝ融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 補助事業者等は、間接補助事業者等に対し、間接補助金等の交付又は融資の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わせ、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつていゝ融資又は利子の軽減をしないことにより、間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。）をすることのないようにさせなければならない。

一部改正〔平成一一年規則七号〕

(状況報告)

第十条 補助事業者等は、補助事業等の遂行の状況に関し、補助事業等状況報告書（第二号様式）に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行の指示)

第十一条 知事は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを指示することができる。

2 知事は、補助事業者等が前項の指示に従わなかつたときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命じることができる。

3 知事は、前項の一時停止を命じる場合においては、補助事業者等が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合させるための措置をとらないときは、第十六条第一項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取消す旨を明かにするものとする。

一部改正〔平成一一年規則七号〕

(実績報告)

第十二条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を含む。）は、補助事業等実績報告書（第二号様式）に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合もまた同様とする。

2 前項後段の規定による補助事業等実績報告書には、翌年度以降の補助事業等の遂行に関する計画を附記しなければならない。ただし、その計画が当該補助金等の交付の決定の

内容となつた計画に比べて変更がないときは、この限りでない。

一部改正〔平成一一年規則七号〕

(補助金等の額の確定)

第十三条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定するものとする。

2 第六条の規定は、前項の確定した場合に準用する。

一部改正〔平成一一年規則七号〕

(是正措置の指示)

第十四条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に指示するものとする。

2 第十二条の規定は、前項の規定による指示に従つて行う補助事業等に準用する。

一部改正〔平成一一年規則七号〕

(補助金等の交付)

第十五条 補助金等の支払は、第十三条の規定により交付すべき補助金等の額を確定した後これをを行うものとする。ただし、知事が補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払又は前金払をすることができる。

2 知事は、前項ただし書の規定による概算払をする場合においては、三重県会計規則（昭和三十九年三重県規則第十五号）第四十六条第一項第三号の規定にかかわらず、必要と認める額を概算払することができる。

一部改正〔昭和三十九年規則一五号・平成一一年七号〕

(決定の取消)

第十六条 知事は、補助事業者等が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- 一 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- 二 第九条の規定に違反して補助金等を他の用途に使用したとき。
- 三 第二十条の規定に違反して承認を受けないで補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け、又は担保に供したとき。
- 四 正当な理由がなく第二十一条の規定による報告をせず、又は調査を拒んだため、補助事業等の内容が確認できないとき。
- 五 前各号のほか補助事業等に関し補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に

違反したとき又は知事の指示に従わなかつたとき。

2 知事は、間接補助事業者等が間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令等に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第六条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合に準用する。

一部改正〔平成一一年規則七号〕

(補助金等の返還)

第十七条 知事は、補助金等の交付の決定を取消した場合において補助事業等の当該取消に係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

3 知事は、第一項の返還の請求に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者等の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取消することができる。

4 第六条の規定は、第一項から第三項までの規定により、補助金等の返還又はその取消若しくは返還の期限の延長をした場合に準用する。

一部改正〔平成一一年規則七号〕

(加算金及び延滞金)

第十八条 補助事業者等は、第十六条第一項の規定又は法令若しくは条例の規定による取消に関し、補助金等の返還を命じられたときは、その請求に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助金等が二回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第一項の規定により加算金を納付しなければならない場合においては、補助事業者等の納付した金額が返還を命じられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じられた補助金等の額に充てられたものとする。

4 前三項の規定は、補助金等のうち、国の補助金等に相当するものについては適用しな

い。

5 補助事業者等は、補助金等の返還を命じられ、これを納期日までに納めなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

6 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命じられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

7 知事は、第一項及び第五項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者等の申請により加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

8 第六条の規定は、前項の免除をした場合に準用する。

一部改正〔昭和四五年規則五七号・平成一一年七号〕

(他の補助金等の一時停止)

第十九条 知事は、補助事業者等が、補助金等の返還を命じられ、当該補助金等、加算金若しくは延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止することができる。

2 第六条の規定は、前項の一時停止の場合に準用する。

一部改正〔平成一一年規則七号〕

(財産の処分制限)

第二十条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものは、知事の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が第五条第一項第五号の規定による条件に基づき、補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及び耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

一 不動産及びその従物

二 機械及び重要な器具で知事が指定するもの

三 その他補助金等の交付を達成するため特に必要があると認め、知事が指定する財産

2 第六条の規定は、前項の承認をした場合に準用する。

(立入調査等)

第二十一条 知事は、補助金等又は間接補助金等に関し必要があると認めるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その職務を行う場合には、調査員証（第三号様式）を携行するものとする。

一部改正〔平成一一年規則七号〕

(理由の提示)

第二十二條 知事は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行の指示若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための指示をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

追加〔平成八年規則三五号〕

(実施の細目)

第二十三條 この規則に定めるもののほか、交付すべき補助金等の名称、目的、交付の対象、交付の事務又は事業の内容及びその額又は補助率等の細目については、知事が別に定めて告示する。ただし、補助金等の種類に応じ、告示を要しないと認めるものは、この限りでない。

一部改正〔平成八年規則三五号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年三月三十一日三重県規則第十五号抄）

1 この規則は、昭和三十九年四月一日から施行する。（後略）

（昭和四五年一〇月三〇日三重県規則第五七号抄）

（三重県補助金等交付規則の一部改正）

第七條 三重県補助金等交付規則（昭和三十七年三重県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第十七條 第一條、第三條、第七條、第九條、第十三條及び第十四條の規定による改正後の規則その他の規則に規定する延滞利子、延滞金、加算金、違約金及び延滞利息その他これらに類するものの額の計算につきこれらの規則の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

附 則（昭和四十五年十月三十日三重県規則第五十七号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

3 この規則による改正後の規則（三重県中小企業近代化資金等貸付規則を除く。）に規定する延滞利子、延滞金、加算金、違約金及び延滞利息の全部又は一部でこの規則の施行の日前の期間に対応するものの額の計算については、なお従前の例による。

附 則（平成六年九月二十七日三重県規則第八十六号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の三重県補助金等交付規則の規定に基づいて提出されている申請書及び報告書は、改正後の三重県補助金等交付規則の規定に基づいて提出された申請書及び報告書とみなす。

附 則（平成八年六月二十八日三重県規則第三十五号）

この規則は、平成八年七月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月十九日三重県規則第七号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年十二月三日三重県規則第百十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

| | |
|---|----------|
| 年度（補助金等の名称）交付申請書 | |
| 番 | 号 |
| 年 | 月 日 |
| 三重県知事 | 様 |
| 申請者 住 所 | |
| 氏名又は名称及び代表者氏名 印 | |
| 年度において（補助事業等の名称）について（補助金等の名称） | |
| 円の交付を受けたいので、三重県補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。 | |
| 関係書類 | |
| 1 | 〇〇事業計画書 |
| 2 | 〇〇収支予算書 |
| 3 | 〇〇〇〇〇〇〇〇 |

備考

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

一部改正〔平成6年規則86号・11年115号〕

第2号様式（第10条、第12条関係）

| | |
|---|----------|
| 年度（補助事業等の名称）状況（又は実績）報告書 | |
| 番 | 号 |
| 年 | 月 日 |
| 三重県知事 | 様 |
| 申請者 住 所 | |
| 氏名又は名称及び代表者氏名 印 | |
| 年 | 月 日 |
| 三重県指令○第 号で（補助金等の名称）の交付 | |
| の決定の通知があつた（補助事業等の名称）について、三重県補助金等交付規則第 | |
| 10条（又は第12条）の規定により、その状況（又は実績）を関係書類を添えて報告 | |
| します。 | |
| 関係書類 | |
| 1 | ○○○○○○○○ |
| 2 | ○○○○○○○○ |

備考

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第3号様式（第21条関係）

（表）

| | | | | | | |
|---|----------------|---|----|------|-----|-----|
| No. | 補助金等 間接補助金等 | | | 調査員証 | | |
| 職氏名 | | | | | | |
| | 年 | 月 | 日生 | | | |
| 上記の者は、三重県補助金等交付規則第21条第2項の規定による補助金等調査員であることを証明します。 | | | | | | |
| | 年 | 月 | 日 | 有効期限 | | |
| | | | | 年 | 月 | 日から |
| | | | | 年 | 月 | 日まで |
| | 三重県知事 | | | 氏 | 名 印 | |

備考

- 1 縦 6センチメートル
横 9センチメートルとする。
- 2 用紙は、厚紙白紙とする。

（裏）

| | |
|-----|---------------------------------------|
| 注 意 | |
| 1 | この証は、補助金等又は間接補助金等につき行う調査に際して必ず携行すること。 |
| 2 | この証は、調査に着手するとき提示すること。 |
| 3 | この証を紛失したときは、直ちに知事に届け出ること。 |